奈良県告示第四百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十年三月十四日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　施行者の名称

香芝市

二　都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業香芝市流域関連公共下水道

三　事業施行期間

昭和六十年二月一日から平成二十三年三月三十一日まで

四　事業地

（一）　収用の部分

なし

（二）　使用の部分

昭和六十年二月奈良県告示第六百五十四号、昭和六十三年六月奈良県告示第百九十四号、昭和六十三年十二月奈良県告示第五百五十二号、平成三年三月奈良県告示第六百五十二号、平成六年十二月奈良県告示第三百五十三号、平成八年九月奈良県告示第二百六十九号及び平成十三年四月奈良県告示第二十七号の事業地のうち下田西三丁目及び藤山二丁目の各一部を削り、下田東三丁目、逢坂、藤山一丁目、旭ヶ丘二丁目及び旭ヶ丘四丁目の全部を加え、旭ヶ丘一丁目、旭ヶ丘三丁目、旭ヶ丘五丁目、本町、畑二丁目、畑三丁目、関屋、関屋北一丁目、五ヶ所、磯壁一丁目、磯壁五丁目、畑一丁目、狐井、五位堂五丁目、別所、鎌田、今泉、上中、穴虫、逢坂一丁目、逢坂二丁目、平野、尼寺及び良福寺の各一部を追加する。